令和５年５月31日

陳情第３号

消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情

消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情

【陳情趣旨】

インボイス制度の登録件数は2023年3月末で268万件となっています。売上げが1000万円以上の課税事業者数は315万ですから、その課税事業者数にも満たない登録数となっています。インボイスへの対応が求められる対象は小規模事業者のほか、フリーランスも加わります。ランサーズ株式会社の調査ではフリーランスが1577万人となり、そのうち事業者との取引がある割合は内閣官房日本経済再生総合事務局の調べで54.1％となっています。フリーランスだけで853万人となることが予想され、インボイス発行対象事業者数は1100万を超えることが予想されます。登録件数は対象の４分の１にとどまっています。

日本商工会議所並びに東京商工会議所の調査では「インボイス制度の導入に向けた課題」として47.2％が「そもそも制度が複雑でよく分からない」と回答しており、理解の遅れが登録の遅れになっています。

理解が進まない状況の中で実施されれば、混乱するのは目に見えています。混乱を生まないために延長することを求めます。

以上のことから、小田原市議会が政府に対し地方自治法第99条の規定により、消費税のインボイス制度の実施を延期するよう、意見書を提出することを陳情します。

【陳情項目】

消費税のインボイス制度の実施を延期するよう求める意見書を政府に提出すること

令和５年５月31日

小田原市議会議長

大川　　裕　様

提出者

小田原市久野1139

小田原民主商工会

会長　松浦　隆雄　㊞